官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二五三）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二五四～二五八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一四六～一一六一）　四
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件（国土交通一〇四五、一〇四六）　五
○船舶安全法の規定に基づき、整備規程を認可した件（同一〇四七）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇七～二一〇）　五
〔国会事項〕
カジノ管理委員会　新潟県　岐阜県　愛知県　山口県　福岡県　沖縄県　広島市　五
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　六
登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）　六
法務
公証人任免（法務省）　六
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　六
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土地理院）　六
保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁告示配一三）　六
銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（同四）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一一六）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一一七）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他

その他告示

○外務省告示第二百五十三号

令和八年七月二十二日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　加藤隆一在ギニア大使
世界食糧計画側　シリディオン・ウセングムレミ在ギニア事務所代表

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百五十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月十四日
旅券番号　ＭＪ四二三三九三

○外務省告示第二百五十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月十四日
旅券番号　ＭＪ四二三三九三

○外務省告示第二百五十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和七年一月二十三日
旅券番号　ＭＪ四三八一九四五

○外務省告示第二百五十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和六年七月二十二日
旅券番号　ＭＪ三六六五四二〇

○外務省告示第二百五十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年八月十二日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十七日
発行年月日　令和六年九月二十七日
旅券番号　ＭＪ三九二八七九七

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県総社市新本字東大平六六一八の一から六六一八の三まで、六六一八の一一、六六一八の一二、字堂屋敷六六一九の一、六六一九の二、六六一九の一五、六六一九の一六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字東大平六六一八の一・字堂屋敷六六一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　　２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　唐津市（次の図に示す部分に限る。）
　　２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　唐津市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　唐津市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　武雄市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　武雄市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県勝田郡奈義町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県嬉野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年三月十三日次のとおり自動車を認定した。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2025―ＴＡ0001	トヨタ　ＸＢ４―ＶＸＫ　Ａ75Ｌ	ボンネット	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千四十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年三月十三日次のとおり自動車を認定した。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2025―ＴＡ0002	トヨタ　７ＡＷ―ＡＸＵ　Ｈ78Ｒ	ステーションワゴン	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、令和八年七月二十四日付けをもって、次のように整備規程を認可したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十八条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

整備規程認可番号	整備規程の名称	製造者の名称	製造者の住所
第28号	藤倉コンポジット株式会社進水装置用膨脹式救命いかだＦＲＮ―ＮＲ―25ＪＤＬ型用整備規程	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十四日から同月三十日までの間、毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十四日から同月三十日までの間、毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月二十日及び同月二十六日（予備、同月十五日、同月二十四日、同月二十七日及び同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦
その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

答弁書受領

七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋本幹彦提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月三十日国と地方の協議の場議長木原稔から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和八年度第一回）における協議の概要に関する報告書

又七月三十一日内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第二十五条第九項において準用する同法第二十三条の四第七項の規定に基づく令和八年熊本地震非常災害現地対策本部の設置の報告

勧告書及び意見書受領

八月七日人事院総裁川本裕子から次の勧告書及び意見書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づく公務員人事管理についての報告、一般職の職員の給与についての報告、勧告及び一般職の職員の勤務時間及び休暇についての勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見

弔詞

六月八日元議長河野洋平君が死去されたので、八月五日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに再度本院議長の要職につき　自由民主党総裁をつとめられ　またしばしば国務大臣の重任にあたり終始議会政治の発展に貢献された従二位桐花大綬章　河野洋平君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

人事異動

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長）内閣府事務官　坂井　志保

国土交通省に出向させる

（国土交通省物流・自動車局安全政策課長）国土交通事務官　鈴木　健介

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監部企画課長）に転任させる

（カジノ管理委員会事務局監督調査部監督総括課企画官）内閣府事務官　神林　悠介

農林水産省に出向させる

（農林水産省大臣官房文書課長補佐（総括）兼大臣官房秘書課付兼大臣官房政策課付）農林水産事務官　赤井　啓嗣

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部監督総括課企画官）に転任させる（以上七月三十一日）

（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長）内閣府技官　山本　要

厚生労働省に出向させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　田中　桜

内閣府技官（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長）に転任させる（以上八月一日）

（カジノ管理委員会事務局監督調査部財務監督課長）内閣府事務官　小林　知也

総務省に出向させる（八月三日）

（総務省情報流通行政局総務課調査官）総務事務官　金坂　哲哉

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部財務監督課長）に転任させる（八月四日）

（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課企画官）内閣府事務官　辻　貴則

警察庁に出向させる（八月六日）

（警察庁長官官房付）警視正　佐藤　陽

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課企画官）に転任させる（八月七日）

新潟県

○労働委員会委員任命

小出清委員は、六月十日辞職し、七月二十二日次の者が任命された。

労働委員会委員　清水　崇之

○人事委員会委員再任

真貝麻子委員は、七月二十七日再任された。

岐阜県

副知事　新　旧

（農林水産省農産局農産政策部企画課長）国枝　玄

（七月二十一日）

愛知県

○人事委員会委員選任

大野幸男委員は、七月十八日任期満了し、同月十九日次の者が選任された。

人事委員会委員　岡安　大助

○公安委員会委員任命

中尾友紀委員は、七月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。

公安委員会委員　上野　顕子

山口県

○公安委員会委員任命

今村孝子委員は、七月二十五日任期満了し、同月二十六日次の者が任命された。

公安委員会委員　大野　直子

○人事委員会委員選任

上野清委員は、七月十六日任期満了し、同月十七日次の者が選任された。

人事委員会委員　山﨑　健司

福岡県

辞職　新　旧

（県土整備部長）馬渡　真吾

（七月十六日）

県土整備部長　依田　秀則

（国土交通省道路局企画課道路経済調査室長）

（七月十七日）

沖縄県

○教育委員会委員再任

大城進委員は、七月十五日再任された。

広島市

辞職　新　旧

（副市長）中井　幹晴

（七月二十六日）

副市長　（総務省大臣官房総務課長）森川　世紀

（七月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、シンガポールの国祭日につき、八月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エクアドルの独立記念日につき、八月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、コロンビア大統領アベラルド・ガブリエル・デ・ラ・エスプリエジャ・オテロ閣下の大統領就任につき、八月七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年８月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1) 漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2) 縦覧の期間　令和８年８月12日から令和８年８月31日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁ホームページ

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

宮城県庁

気仙沼市役所

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年８月12日

近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）
滋賀県
（登録実施機関の名称）
滋賀県タクシー登録センター
（登録実施機関の住所）
滋賀県守山市木浜町2298番地４
（変更前の登録実施機関の代表者名）
三品　勝裕
（変更後の登録実施機関の代表者名）
北浦　歳彦
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
滋賀県守山市木浜町2298番地４
（登録番号）
滋賀県－１番
（変更年月日）
令和８年８月３日

法　務

公証人任免

東岡弘高は公証人に任命され、東京法務局所属を命ぜられ、役場を設置すべき地を東京都港区に指定された。（七月三十一日）（法務省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年８月11日をもって満了した。

令和８年８月12日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥

記

2025年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
2025年度法務省専門職員（人間科学）採用試験
2025年度食品衛生監視員採用試験
2025年度海上保安官採用試験

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年八月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、地図及び簿冊の名称
基準点網図及び基準点測量成果簿
二、前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域
北海道　二海郡　八雲町
岩手県　盛岡市
栃木県　芳賀郡　益子町
群馬県　吾妻郡　中之条町
富山県　魚津市
岐阜県　恵那市
岐阜県　飛騨市
鳥取県　鳥取市
鳥取県　岩美郡　岩美町
鳥取県　東伯郡　湯梨浜町
島根県　益田市
愛媛県　四国中央市
高知県　宿毛市
高知県　高岡郡　四万十町
福岡県　宮若市
長崎県　大村市
宮崎県　日南市
宮崎県　えびの市
鹿児島県　鹿屋市
鹿児島県　肝属郡　肝付町
三、閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四、閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前九時から午後五時まで
五、閲覧場所　茨城県つくば市北郷一番
国土地理院測地部計画課内
電話　〇二九（八六四）四七三六
六、閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、右記の閲覧期間内に、国土地理院長に対し、訂正の申出をすることができる。
七、誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

金融庁告示配第三号

ソニーグループ株式会社が令和八年六月二十五日付けでソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりソニーグループ株式会社に対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

金融庁告示配第四号

ソニーグループ株式会社が令和八年六月二十五日付けでソニー銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりソニーグループ株式会社に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

法務省告示配第百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年八月十二日　法務大臣　平口　洋

氏　名　寺田　勇生
生年月日　千九百八十四年五月十七日

法務省告示配第百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

令和八年八月十二日　法務大臣　平口　洋

一　指定を受けた者
氏　名　寺田　勇生
生年月日　千九百八十四年五月十七日
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号によるもの
1　連合王国において効力を有し、又は有した法
2　アイルランドにおいて効力を有し、又は有した法

公　告

諸　事　項

猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

大阪府及び兵庫県の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所を有する猪名川土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年８月12日

近畿農政局長　志知　雄一

１　退任

役職	氏名	住所
理事長	澤　清允	兵庫県伊丹市口酒井１丁目６番36号
〃	荒木　俊光	兵庫県伊丹市口酒井１丁目１番１号
〃	荒木　建次	兵庫県伊丹市口酒井１丁目３番36号
〃	藤本美恵子	兵庫県伊丹市岩屋１丁目５番５号
〃	津田　悟	兵庫県伊丹市森本６丁目131番地
〃	渡邉　稔	大阪府豊中市原田元町１丁目20番３号
〃	渡邉　和彦	大阪府豊中市原田元町３丁目４番12号
〃	西本　健一	大阪府豊中市原田元町２丁目５番21号
〃	渡邉　博一	大阪府豊中市原田元町３丁目８番３号
〃	野口　幸男	大阪府豊中市原田元町２丁目１番18号
〃	渡邉　真治	大阪府豊中市勝部１丁目80番地の６
〃	松浦　三義	兵庫県伊丹市森本４丁目91番地
〃	大崎　正	兵庫県伊丹市森本５丁目17番地

監事　亀田　寿一　兵庫県尼崎市田能３丁目14番21号
〃　田中　晃　兵庫県伊丹市森本２丁目123番地
〃　中村　常夫　大阪府豊中市曽根東町５丁目８番９号

2　就任

役職	氏名	住所
理事	長澤　清允	兵庫県伊丹市口酒井１丁目６番36号
〃	荒木　俊光	兵庫県伊丹市口酒井１丁目１番１号
〃	梶山　治文	兵庫県伊丹市口酒井１丁目４番16号
〃	長澤　正人	兵庫県伊丹市森本３丁目23番地
〃	長澤　正彦	兵庫県伊丹市岩屋１丁目５番47号
〃	渡邉　稔	大阪府豊中市原田元町１丁目20番３号
〃	渡邉　和彦	大阪府豊中市原田元町３丁目４番12号
〃	西本　健一	大阪府豊中市原田元町２丁目５番21号
〃	渡邉　博一	大阪府豊中市原田元町３丁目８番３号
〃	野口　幸男	大阪府豊中市原田元町２丁目１番18号
〃	渡邉　真治	大阪府豊中市勝部１丁目80番地の６
〃	阪部　育夫	兵庫県伊丹市森本２丁目236番地
〃	阪部　英男	兵庫県伊丹市森本２丁目241番地
監事	天満　浩司	兵庫県尼崎市田能３丁目13番１号
〃	大﨑　正	兵庫県伊丹市森本５丁目17番地
〃	石田　岩夫	大阪府豊中市岡町南３丁目７番12号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第２６７号
香川県高松市番町一丁目８番15号
申立人　高松市
本籍香川県高松市仏生山町甲1703番地８
最後の住所香川県高松市仏生山町甲1703番地８
死亡の場所香川県高松市
死亡年月日令和７年５月１日頃から10日頃までの間
出生の場所香川県高松市
出生年月日昭和17年１月26日
職業不明　被相続人　亡　田村　和子
香川県高松市番町４－８－20　瀬尾ビル１階　元木・筒井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　筒井　由果
催告期間満了日　令和９年２月26日
高松家庭裁判所

令和８年（家）第４０３２号
岩手県花巻市高木第20地割200番地72
申立人　伊勢　怜
本籍岩手県花巻市高木第20地割200番地72
最後の住所本籍と同じ
死亡の場所宮城県仙台市太白区
死亡年月日推定令和４年８月28日
出生の場所岩手県花巻市
出生年月日昭和51年12月27日
職業会社員　被相続人　亡　伊勢　信広
事務所　岩手県花巻市花城町12番６号小山田事務所
相続財産清算人　司法書士　小山田泰彦
催告期間満了日　令和９年３月５日
盛岡家庭裁判所花巻支部

令和８年（家）第２３７号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3881番地
申立人　増本　園
本籍愛媛県宇和島市山際二丁目乙1390番地
最後の住所愛媛県宇和島市津島町高田甲2016番地１　住宅型有料老人ホーム愛顔
死亡の場所愛媛県宇和島市
死亡年月日令和８年５月23日
出生の場所愛媛県北宇和郡岩松町
出生年月日昭和５年11月26日
職業無職　被相続人　亡　小笠原允子
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3881番地
相続財産清算人　司法書士　増本　園
催告期間満了日　令和９年３月31日
松山家庭裁判所宇和島支部

令和８年（家）第１１００号
高知市本町５丁目１番４５号
申立人　高知市長　桑名　龍吾
本籍高知県高知市桜井町二丁目１２３番地
最後の住所高知市神田１１８９番地１０
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和８年１月６日頃
出生の場所高知県高知市
出生年月日昭和２１年１１月１１日
職業　不明　被相続人　亡　恒光　喜美江
事務所　高知市越前町２丁目１２番５号
相続財産清算人　司法書士　細田長司
催告期間満了日　令和９年３月４日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第４０１６８号
札幌市北区新川西３条２丁目10番１号
申立人　社会医療法人延山会
本籍北海道小樽市稲穂３丁目11番地
最後の住所札幌市北区新川715番地２ケアハウス新川サニープレイス325号
死亡の場所北海道札幌市手稲区
死亡年月日令和８年１月12日
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和16年１月２日
職業不明　被相続人　亡　岩﨑　信行
札幌市中央区北５条西11丁目17－２札幌総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　桐澤祐佳里
催告期間満了日　令和９年３月19日
札幌家庭裁判所

令和８年（家）第１０６３号
和歌山県有田郡有田川町下津野２０１８番地４
申立人　有田川町長　坂頭　徳彦
本籍茨城県土浦市木田余２５７０番地３
最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字中井原１４７番地２
死亡の場所和歌山県有田郡湯浅町
死亡年月日令和８年２月４日
出生の場所和歌山県有田郡金屋町
出生年月日昭和３０年１２月２６日
職業　無職　被相続人　亡　天谷　裕子
住所　和歌山市北ノ新地１丁目１番地　石田真由司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　石田　真由
催告期間満了日　令和９年３月２３日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第１０８３号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍和歌山県岩出市溝川２１４番地１６
最後の住所和歌山市園部１２９４番地２０
死亡の場所大阪府泉南郡岬町
死亡年月日令和６年５月２７日
出生の場所和歌山県有田市
出生年月日平成７年１月２２日
職業　不詳　被相続人　亡　山本　瑛貴
住所　和歌山市中之島２３３番地５　ＳＫ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　柳川　正剛
催告期間満了日　令和９年３月２３日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第１０９６号
和歌山市美園町五丁目１番地の１
申立人　和歌山県農業信用基金協会
本籍和歌山県岩出市金池２４３番地２
最後の住所和歌山県岩出市金池２４３番地の２
死亡の場所和歌山県岩出市
死亡年月日令和７年１１月１１日から２０日までの間
出生の場所大阪府泉南郡阪南町
出生年月日昭和５０年１１月１０日
職業　不詳　被相続人　亡　垣野　忠良
住所　和歌山市屋形町２丁目７番地　西川ビル２階　赤木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　赤木　俊之
催告期間満了日　令和９年３月２３日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第１１１０号
和歌山市伝法橋南ノ丁１２－２サーパス市駅前１２０３
申立人　椎木尾　栄子
本籍和歌山県和歌山市紀三井寺６６１番地６
最後の住所和歌山市紀三井寺６６１番地７
死亡の場所和歌山県和歌山市
死亡年月日令和７年１２月１６日
出生の場所和歌山県海南市
出生年月日昭和３２年１０月５日
職業　無職　被相続人　亡　田畑　雅司
住所　和歌山市四番丁３７番地　秋桜舎３階　山口修法律事務所
相続財産清算人　弁護士　淺尾　隼人
催告期間満了日　令和９年３月２３日
和歌山家庭裁判所

令和８年（家）第１０６２号
奈良県大和高田市根成柿５１１－６
申立人　淡路　優和
本籍奈良県香芝市下田東三丁目１２５６番地２
最後の住所奈良県香芝市すみれ野一丁目１２番地３
死亡の場所奈良県橿原市
死亡年月日令和７年１２月２６日
出生の場所奈良県大和高田市
出生年月日昭和３９年５月６日
職業　会社員　　被相続人　亡　辻本　雅則
奈良市登大路町５番地　修徳ビル１階　登大路総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　嶋岡　英司
催告期間満了日　令和９年３月４日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和８年（家）第７１３８０号
東京都練馬区豊玉北６丁目２番１－３００４号
申立人　三浦　幸子
本籍栃木県大田原市大田原５９１番地
最後の住所東京都練馬区大泉町４丁目２４番７号特別養護老人ホームやすらぎミラージュ
死亡の場所埼玉県所沢市
死亡年月日令和８年４月３日
出生の場所東京市荒川区
出生年月日昭和３年１２月２８日
職業　無職　被相続人　亡　渡邉　トモ子
事務所　東京都渋谷区恵比寿西２丁目２番６号恵比寿ファイブビル６０５号室　野崎・松井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松井　創
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１２４０号
東京都西多摩郡日の出町大字平井３０７６番地ひのでホーム
申立人　増田　裕子
本籍千葉県流山市大字流山３６８番地
最後の住所東京都葛飾区堀切二丁目６６番１９号メゾンデューク菖蒲園２０３号
死亡の場所群馬県太田市
死亡年月日令和７年６月２７日
出生の場所千葉県流山市
出生年月日昭和１１年３月７日
職業　不明　被相続人　亡　増田　勉
事務所　東京都千代田区大手町１丁目７番２号東京サンケイビル１８階　梶谷綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上田　慎
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０３７号
滋賀県近江八幡市安土町桑実寺22－８
申立人　清水　さゆり
本籍滋賀県蒲生郡日野町大字大窪770番地
最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪770番地
死亡の場所滋賀県甲賀市
死亡年月日令和７年８月24日
出生の場所滋賀県蒲生郡日野町
出生年月日昭和39年10月27日
職業瓦ぶき業　　被相続人　亡　清水　裕二
滋賀県彦根市佐和町３－15　千祥ビル４階　生駒法律事務所
相続財産清算人　弁護士　矢田　　圭
催告期間満了日　令和９年３月19日
大津家庭裁判所　　彦根支部

令和８年（家）第２００２８号
栃木県大田原市羽田1167－４
申立人　田口　美好
本籍埼玉県蕨市中央三丁目4205番地
最後の住所栃木県那須郡那須町大字高久甲375番地
死亡の場所栃木県那須郡那須町
死亡年月日令和８年４月６日
出生の場所東京府東京市王子区
出生年月日昭和16年10月10日
職業無職　　被相続人　亡　小林しげ子
栃木県那須塩原市方京１－16－５弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村田　雄吾
催告期間満了日　令和９年３月５日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和８年（家）第３０２４６号
千葉県市原市押沼１３７番地１
申立人　橋田　啓治
本籍東京都品川区戸越５丁目３６番地
最後の住所千葉県市原市押沼１３７番地
死亡の場所千葉県千葉市中央区
死亡年月日令和７年１１月１５日
出生の場所東京都北多摩郡国分寺町
出生年月日昭和２３年３月２２日
職業　会社役員　被相続人　亡　橋田　仁男
事務所　千葉市中央区中央４丁目１０番１６号ＣＩ－２２ビル７階　弁護士法人さくら綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹村　一成
催告期間満了日　令和９年２月２５日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第９０４４４号
東京都国分寺市日吉町１丁目２１番地１４
申立人　中澤　正利
本籍東京都千代田区神田小川町三丁目６番地１０
最後の住所東京都国分寺市並木町二丁目３２番地３
死亡の場所東京都昭島市
死亡年月日令和７年７月２３日
出生の場所東京都杉並区
出生年月日昭和２２年１０月１５日
職業　無職　被相続人　亡　青山　孝一
事務所　東京都日野市多摩平１丁目１１番地の４かたくり法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古田　理史
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕7038番地３
申立人　津田　勝浩
本籍鹿児島県薩摩川内市東郷町藤川2249番地
最後の住所鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕7038番地３
死亡の場所鹿児島県薩摩川内市
死亡年月日令和７年11月26日
出生の場所鹿児島県薩摩郡上東郷村
出生年月日昭和12年９月13日
職業無職　　被相続人　亡　津田　カツ
事務所鹿児島県薩摩川内市鳥追町13番18号川内駅前SENビル２階さつま中央司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　山本　豪太
催告期間満了日　令和９年２月26日
鹿児島家庭裁判所川内支部

令和８年（家）第３０２３０号
広島市西区田方２丁目34番９－101号
申立人　高　昌稔
本籍山口県大島郡周防大島町大字日前1885番地
最後の住所広島市西区己斐中２丁目12番21号
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和７年３月21日
出生の場所広島県広島市
出生年月日昭和35年12月21日
職業　無職　　被相続人　亡　井原　正好
事務所
広島市西区田方２丁目34番９－101号
相続財産清算人　司法書士　高　昌稔
催告期間満了日　令和９年２月22日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第７１３２１号
埼玉県さいたま市浦和区高砂２－１－１６浦和大熊ビル６階
申立人　佐世　芳
本籍東京都練馬区豊玉北５丁目２７番地
最後の住所東京都練馬区豊玉北６丁目２２番２号豊玉ベルナ１０１
死亡の場所埼玉県比企郡滑川町
死亡年月日令和８年３月３日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和４１年１０月１３日
職業　無職　被相続人　亡　賀田　聡
事務所　東京都墨田区江東橋３丁目９番７号国宝ビル６階東京東部法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　悦子
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第５０１７号
熊本県荒尾市増永３６７番地１
申立人　陣内　道文
本籍熊本県荒尾市野原６９３番地
最後の住所熊本県荒尾市野原６９３番地３
死亡の場所熊本県荒尾市
死亡年月日令和８年６月１日
出生の場所福岡県大牟田市
出生年月日昭和１６年６月１９日
職業無職　　被相続人　亡　中尾　孝子
事務所熊本市北区植木町大和４６番地４
相続財産清算人　司法書士　徳丸　雅紀
催告期間満了日　令和９年３月８日
熊本家庭裁判所玉名支部

令和８年（家）第４０５８号
茨城県つくば市千現２丁目３番地15
申立人　櫻木　宏親、櫻木　雅子
本籍茨城県つくば市小野崎1129番地
最後の住所茨城県つくば市小野崎1129番地
死亡の場所茨城県つくば市
死亡年月日令和５年11月28日
出生の場所茨城県土浦市
出生年月日昭和43年11月26日
職業不明　被相続人　亡　荒井　俊雄
茨城県つくば市千現２丁目１番６　つくば研究支援センターＡ－６　いなのべ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　稲野辺敬之
催告期間満了日　令和９年２月26日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和８年（家）第４３９号
東京都千代田区内神田一丁目13番７号
申立人　一般財団法人民事法務協会
本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3009番地４、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3009番地４、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和８年３月24日、出生の場所新潟県高田市、出生年月日昭和34年９月26日、職業無職
被相続人　亡　土屋　由紀子
事務所埼玉県越谷市南越谷一丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング５階弁護士法人江原総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　江原　智
催告期間満了日　令和９月２月23日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和８年（家）第７０６５３号
東京都葛飾区立石５丁目１３番１号葛飾区役所
申立人　葛飾区長
本籍東京都葛飾区東金町４丁目４０番
最後の住所東京都葛飾区東金町４丁目４０番８号
死亡の場所東京都葛飾区
死亡年月日平成１９年８月１５日
出生の場所富山県高岡市
出生年月日大正８年８月２０日
職業　不明　被相続人　亡　蓮田　登美
事務所　東京都千代田区四番町６番１１号エルフェ四番町３０１区　新都総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　板橋　喜彦
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０１０６号
仙台市宮城野区原町１丁目１番73号
申立人　青葉グリーンコーポ管理組合
本籍大分県佐伯市大字石間浦473番地
最後の住所仙台市宮城野区原町１丁目１番73－301号
死亡の場所宮城県仙台市宮城野区
死亡年月日推定令和７年９月１日
出生の場所福島県相馬郡飯舘村
出生年月日昭和58年２月14日
職業不明　被相続人　亡　西田　豊
仙台市青葉区大町２丁目６番14号　日新本社ビル５階　弁護士法人Ａ．Ｉ．ステップ
相続財産清算人　弁護士　千葉俊太郎
催告期間満了日　令和９年３月９日
仙台家庭裁判所

令和８年（家）第４５５号
奈良市下深川町600番地１
申立人　右原　彰子
本籍奈良県奈良市高天町24番地
最後の住所奈良市高天市町77番地
死亡の場所奈良県奈良市
死亡年月日令和３年６月14日
出生の場所秋田県湯沢市
出生年月日昭和34年５月16日
職業　無職　被相続人　亡　中嶋　伊都子
奈良市花芝町９番地の２川﨑ビル弁護士法人川﨑法律事務所
相続財産清算人　前川　典彦
催告期間満了日　令和９年３月23日
奈良家庭裁判所

令和８年（家）第４００６９号
岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅５番地４
申立人　田村　敬子
本籍岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅55番地７
最後の住所岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅５番地４
死亡の場所岩手県紫波郡矢巾町
死亡年月日令和８年１月24日
出生の場所岩手県紫波郡日詰町
出生年月日昭和23年７月16日　職業個人事業主
被相続人　亡　田村　行雄
事務所盛岡市中央通三丁目３番１号　ジブラルタル中央ビル７階７号　盛岡ひかり法律事務所
相続財産清算人　弁護士　作山　直輝
催告期間満了日　令和９年３月10日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第８０８９１号
東京都小金井市梶野町四丁目１１番１５号
申立人　丸山　高広
本籍滋賀県愛知郡愛荘町島川１１８２番地
最後の住所大阪府東大阪市御厨栄町３丁目１番１５号パインフィールド御厨２０４号
死亡の場所大阪府東大阪市
死亡年月日平成１９年４月２１日
出生の場所滋賀県神崎郡旭村
出生年月日昭和８年１０月２６日
職業　無職　被相続人　亡　丸山　善一郎
住所　大阪市北区西天満１－２－５大阪ＪＡビル２階
相続財産清算人　弁護士　野村　佳代子
催告期間満了日　令和９年３月２４日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第２００４６号
群馬県富岡市富岡1460番地１
申立人　富岡市長　茂原　正秀
本籍群馬県富岡市富岡1409番地８
最後の住所群馬県富岡市富岡2439番地10
死亡の場所群馬県富岡市
死亡年月日令和６年12月21日頃から31日頃までの間
出生の場所群馬県富岡市
出生年月日昭和49年６月29日
職業不詳
被相続人　亡　入山　宏治
群馬県高崎市八千代町二丁目１番１号高橋三兄弟法律事務所
相続財産清算人　弁護士　名古　拓磨
催告期間満了日　令和９年２月24日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和８年（家）第８０８６９号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍大阪府大阪市西区本田一丁目５番
最後の住所大阪府大阪市西区本田１丁目５番６－１２０９号
死亡の場所大阪府大阪市西区
死亡年月日推定令和７年５月２８日
出生の場所大阪府大阪市東住吉区
出生年月日昭和４６年８月３０日
職業　不明　被相続人　亡　高里　八重美
住所　大阪市西区江戸堀１－８－１７イーエム肥後橋８階
相続財産清算人　弁護士　山内　邦昭
催告期間満了日　令和９年３月２４日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第７０１２４号
兵庫県姫路市安田４丁目１番地
申立人　姫路市
本籍兵庫県神戸市灘区琵琶町１丁目11番地
最後の住所兵庫県姫路市香寺町中屋150番地９
死亡の場所兵庫県たつの市
死亡年月日令和５年10月４日
出生の場所兵庫県姫路市
出生年月日昭和19年９月10日
職業不明　被相続人　亡　平位　三津夫
事務所兵庫県姫路市南駅前町100番地パラシオ第２ビル弁護士法人レクシード
相続財産清算人　弁護士　花房　裕志
催告期間満了日　令和９年２月26日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第７０１６０号
兵庫県姫路市東今宿５丁目４番30号
申立人　有限会社藤本駐車場
本籍兵庫県姫路市元町97番地
最後の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34－108号クリーンピア東今宿
死亡の場所兵庫県姫路市
死亡年月日令和７年９月21日頃から30日頃までの間
出生の場所兵庫県姫路市
出生年月日昭和32年11月11日
職業不明　被相続人　亡　水田　隆
事務所兵庫県姫路市安田３丁目103番地の２弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上月　祐
催告期間満了日　令和９年２月26日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第３１４９号
熊本市中央区本荘町757番14
申立人　陣内浩一郎
本籍大阪市天王寺区餌差町９番地の１
最後の住所不明
死亡の場所大阪市北区
死亡年月日平成14年５月23日
出生の場所大阪市天王寺区細工谷町
出生年月日昭和32年12月４日
職業不明　被相続人　亡　村上　典子
事務所熊本市中央区世安一丁目６番38号－２Ｆ
相続財産清算人　司法書士　西森　由紀
催告期間満了日　令和９年３月８日
熊本家庭裁判所

令和８年（家）第３０１６７号
長野県松本市大字神林２３１１番地１
申立人　藤牧　譲
本籍長野県松本市大字神林２３２９番地９
最後の住所千葉県市川市南行徳３丁目５番１号６１７号室（サンライフ南行徳）
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日推定令和７年７月１０日
出生の場所長野県東筑摩郡島内村
出生年月日昭和２０年１月１７日
職業　無職　被相続人　亡　藤牧　政之
事務所長野県松本市白板一丁目９番４３号
相続財産清算人　司法書士法人古川綜合事務所
代表者社員　古川　静男
催告期間満了日　令和９年３月３０日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第７０１３３号
兵庫県西宮市津門西口町２番13号
申立人　吉岡　大地
本籍広島県福山市鞆町後地1693番地13
最後の住所兵庫県神戸市中央区加納町二丁目９番10－601号
死亡の場所兵庫県西宮市
死亡年月日令和8年6月1日
出生の場所兵庫県神戸市生田区
出生年月日昭和28年4月27日
職業　無職　被相続人　亡　沖浦　栄美子
兵庫県西宮市甲風園１丁目８－１　ゆとり生活館ＡＭＩＳ５Ｆ　弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大田　健司
催告期間満了日　令和９年３月１日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和８年（家）第３０１６５号
東京都千代田区霞が関１－１－１
申立人　国
本籍千葉県船橋市行田一丁目３３６番地
最後の住所千葉県市川市若宮１丁目１３番１８号
死亡の場所千葉県市川市
死亡年月日令和５年８月１８日
出生の場所千葉県船橋市
出生年月日昭和３２年３月２３日
職業　日雇労働者　被相続人　亡　國松　篤夫
事務所　千葉県市川市市川南１丁目９番２３号京葉住設市川ビル５階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川名　秀太
催告期間満了日　令和９年３月２３日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第８４８号
釧路市千歳町３番１４５号　パークサイドＴ４０６号室　申立人　中島　輝義
本籍北海道北見市三住町１番地
最後の住所釧路市鳥取大通４丁目11番10号　釧路第一病院　死亡の場所北海道釧路市
死亡年月日令和８年４月14日
出生の場所北海道野付郡別海村
出生年月日昭和35年11月16日
職業無職　被相続人　亡　益井　淳
釧路市錦町５丁目３番地　三ッ輪ビル３階　中井拓人法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中井　拓人
催告期間満了日　令和９年２月24日
釧路家庭裁判所

令和８年（家）第７４７９号
名古屋市中区丸の内一丁目４番12号　アレックスビル２階Ｄ室　城南法律事務所
申立人　加藤　淳也
本籍名古屋市天白区平針南三丁目201番地
最後の住所名古屋市天白区植田本町１丁目1106番地　デュークカトウ203号
死亡の場所愛知県名古屋市昭和区
死亡年月日令和８年３月12日
出生の場所愛知県名古屋市中村区
出生年月日昭和49年３月12日
職業　無職　被相続人　亡　中野　洋一
事務所愛知県日進市赤池一丁目3001番地　第25オーシャンプラザ５階　大野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　矢内　　淳
催告期間満了日　令和９年３月19日
名古屋家庭裁判所

令和　８年（家）第　　６３３号
札幌市中央区北２条西７丁目１番地
申立人　社会福祉法人北海道社会福祉協議会
本籍北海道函館市東雲町７番地
最後の住所函館市花園町16番８号
死亡の場所北海道函館市
死亡年月日推定令和５年３月21日
出生の場所北海道函館市
出生年月日昭和15年５月19日
職業無職　　被相続人　亡　松倉　　幸
函館市本町３番12号カーニープレイス函館６階
相続財産清算人　弁護士　弘末　和也
催告期間満了日　令和９年２月24日
函館家庭裁判所

令和８年（家）第３００８４号
千葉県佐倉市海隣寺町９７番地
申立人　佐倉市
本籍千葉県佐倉市城３５７番地
最後の住所千葉県佐倉市城３５７番地６
死亡の場所千葉県八千代市
死亡年月日令和７年１０月１２日
出生の場所千葉県佐倉市
出生年月日昭和４０年７月１０日
職業　無職　被相続人　亡　佐瀬　雅彦
事務所　千葉市中央区中央三丁目９番９号エレル千葉中央ビル５階プライム法律事務所
相続財産清算人　弁護士　土屋　孝伸
催告期間満了日　令和９年３月１２日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和７年（家）第７９７０号
名古屋市名東区藤森西町８02－２　ラ・フォーレ藤３03号
申立人　ラ・フォーレ藤管理組合組合長　竹谷　壽洋
本籍名古屋市東区矢田４丁目４04番地
最後の住所名古屋市名東区藤森西町８02番地の２　ラフォーレ藤２02号
死亡の場所名古屋市名東区
死亡年月日令和７年８月12日頃
出生の場所愛知県海部郡南陽村
出生年月日昭和24年１月15日
職業不明　　被相続人　亡　二村　好美
事務所名古屋市中区錦２－４－23　ＦＩＢＡＲＴ７階　弁護士法人東海総合
相続財産清算人　弁護士　桝村　海士
催告期間満了日　令和９年２月22日
名古屋家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第３号
神奈川県藤沢市宮原1104番の２地
申立人　椎野　誠司
神奈川県藤沢市宮原1104番の２地
申立人　椎野　節子
権利の届出の終期　令和８年11月10日
令和８年７月21日　藤沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　藤沢市宮原字六本松1107番
畑　575平方メートル
土地　藤沢市宮原字六本松1111番
畑　519平方メートル
土地　藤沢市宮原字六本松1113番
畑　393平方メートル
⑵登記年月日番号　横浜地方法務局湘南支局昭和５年11月14日受付第2732号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　昭和５年９月20日設定
目的　工作物及び木竹所有
存続期間　昭和５年９月20日～昭和15年９月18日迄
地代　金１段歩に付１年５円
支払期　毎年12月20日
地上権者　東京都日本橋区小田原町20番地
神部　晴子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第３５１号
宮城県仙台市泉区加茂四丁目20－２
申立人　高砂　　猛
本籍宮城県仙台市宮城野区原町三丁目11番地
最後の住所宮城県仙台市青葉区西勝山13-２
不在者　高砂　英明
昭和41年６月７日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
仙台家庭裁判所

令和８年（家）第３８１号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78
申立人　渡辺　泰宏
本籍宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78番地
最後の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78
不在者　渡辺　みき
昭和9年２月24日生
届出期間満了日　令和8年11月30日
仙台家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第５８７号
本籍静岡県富士市中島182番地
最後の住所埼玉県東松山市松山町１丁目１番27号飯塚ハイツ松山101
不在者　佐野日出男
昭和40年２月７日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部
裁判所書記官

令和　７年（家）第　　８７６号
本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地
最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地１
不在者　田邉　幸美
昭和29年12月23日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所延岡支部
裁判所書記官

令和８年（家）第４号
本籍及び最後の住所三重県松阪市大黒田町１７５９番地
不在者　武市伸也
昭和４９年５月４日生
令和８年７月１７日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

令和７年（家）第１０４２６号
本籍和歌山県和歌山市築港５丁目17番地
最後の住所和歌山県和歌山市築港５丁目17番地
不在者　渡辺　栄身
昭和７年12月５日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２３号
本籍熊本県八代市千丁町古閑出2560番地
最後の住所不明
不在者　作馬　チヨ
明治31年１月９日生
令和８年７月17日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
群馬県富岡市南蛇井1488番地２
申立人　石田　　裕
権利の届出の終期　令和８年７月15日
令和８年７月23日　　群馬富岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　富岡市南蛇井字山際乙1450番
山林　79平方メートル
⑵登記年月日番号　地上権設定　前橋地方法務局富岡支局大正６年４月４日受付第726号　地上権移転　前橋地方法務局富岡支局大正12年３月30日受付第623号　地上権移転　前橋地方法務局富岡支局昭和３年12月28日受付第3044号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正６年４月１日設定
目的　模範竹林造成
存続期間　大正６年４月１日から大正35年３月31日まで
地代　１年金48銭
支払期　毎年３月末日
地上権者　北甘楽郡吉田村大字南蛇井1090番地２
五十嵐秀次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５３９号
川崎市中原区中丸子364番地１
債務者　株式会社メディコサービス
代表者代表取締役　木谷　　浩
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４０号
川崎市中原区中丸子364番地１
債務者　株式会社神奈川介護センター
代表者代表取締役　木谷　　浩
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３７７号
福岡県大野城市御笠川二丁目５番５号
債務者　株式会社宮尾製作所
代表者代表取締役　小川　裕貴
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
４　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９１号
静岡市葵区瀬名中央１丁目３番18号
債務者　有限会社伊清工務店
代表者取締役　羽田　博行
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１号
北海道釧路市豊川町18番19号
債務者　株式会社前田美粧
代表者代表取締役　前田　俊明
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
４　破産債権の届出期間　令和８年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時30分
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２号
新潟県燕市道金字沢田1109番地３
債務者　株式会社日本通商
代表者代表取締役　矢澤由紀子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
４　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第２２６０号
福岡県春日市岡本一丁目８－２ｋａｋｅｒｕｐｌｕｓ101号室
債務者　株式会社ＡＦＴ
代表者代表取締役　山口　　実
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月１日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７６号
福岡市東区馬出三丁目10－１－505、旧本店所在地福岡市中央区舞鶴三丁目３－19ＫＭビル赤坂501
債務者　株式会社Ｏｗｎ　Ｗａｙ
代表者代表取締役　小林　建太
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月１日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１８号
福岡市東区多の津一丁目14番１－820、旧本店所在地福岡市東区八田一丁目７番８号
債務者　ムタはうす株式会社
代表者代表取締役　牟田　倖大
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月１日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１９０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1119番地１
債務者　株式会社富士
代表者代表取締役　藤野　剛志
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４００号
福岡市博多区竹下一丁目11番12号
債務者　株式会社タクト
代表者代表取締役　岩下　斉昭
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０２４号
福岡市東区筥松一丁目８番31号
債務者　株式会社メルシーコーポレーション
代表者代表取締役　日小田和彦
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後３時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２７４６号
大阪市平野区平野本町１丁目12番８号
債務者　有限会社近藤組
代表者取締役　近藤　康利
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６５号
大阪市中央区西心斎橋１丁目８番19号
債務者　有限会社ＧＲＡＶＩＴＹ
代表者取締役　松井　博文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上奈緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０４１号
さいたま市南区内谷三丁目17番５－101号
債務者　株式会社ＨＡＩＳＨＩＮ
代表者取締役　福地　明大
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２８号
広島市安佐南区緑井６丁目７番７号
債務者　株式会社エナジー
代表者代表取締役　松本　英治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４７号
名古屋市北区若葉通３－18－５　城南ビル２階
債務者　カムサ株式会社
代表者代表取締役　朴　　寅鎬
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５２号
札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番５号　第２寺田マンション101号
債務者　留々企画株式会社
代表者代表取締役　齊藤壽美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖田　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３３８号
新潟市西区木山字砂原62番地４号
債務者　フードファクトリー株式会社
代表者代表取締役　土田　修二
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６９８号
大阪市福島区野田５丁目７番25号
債務者　株式会社幸容
代表者代表取締役　砂川　泰敏
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　恒星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０号
山梨県都留市大幡1790番地１
債務者　株式会社西村製作所
代表者代表取締役　西村　要一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第７８９号
広島市南区元宇品町２番22号
債務者　株式会社Ｃ＆Ｅコーポレーション
代表者代表取締役　名越　鉄治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５６号
福岡県田川郡赤村大字内田2233番地の１
債務者　社会福祉法人初栄会
代表者理事長　永原　澄弘
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　康祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第１６７５号
神奈川県藤沢市用田1038番地の29、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市用田525番地の９
債務者　株式会社ＫＯＳＥ
代表者代表清算人　久川　幸男
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０１号
堺市堺区西湊町一丁２番２号
債務者　コンプロテック株式会社
代表者代表取締役　古澤　彰憲
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１５２号
埼玉県鴻巣市氷川町33番地16メゾンパルテール103
債務者　株式会社ルミエールオート
代表者代表取締役　川嶋　一弥
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１９５号
神奈川県平塚市入野130番地の４　メルキエル208号
債務者　山根　明人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘粕　由磨
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０２号
神奈川県厚木市山際950番地４
債務者　對馬　　聡
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１７号
神奈川県秦野市本町３丁目２番19号　斉藤アパート　204号
債務者　中村　文明
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２７９号
代替住所Ａ（旧住所　横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン419号室）
債務者　長谷川禎保
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　令和８年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月８日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０号
福島県須賀川市弘法坦126番地
債務者　栗原　敏郎
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　高史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３７３号
東京都東村山市恩多町２丁目30番地１恩多マンション２－405
債務者　清水　裕史
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　真弘
4　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月７日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４９８号
栃木県佐野市堀米町330番地５
債務者　丸山　　弥
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正巳
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９９号
栃木県佐野市堀米町330番地５
債務者　丸山　佳子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正巳
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３５６号
栃木県宇都宮市雀の宮二丁目８番24号　リースパロー105号、住民票上の住所静岡県三島市光ケ丘（１丁目）８番地の１
債務者　遠藤　伸行
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津　陽
4　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月16日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７８４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2038番地１　カーサレスペデザ101号室
債務者　平岡　博之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　安耶
4　破産債権の届出期間　令和８年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月22日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１８号
静岡県掛川市下俣南２丁目21番22－３号　サブリナ２Ｂ棟、旧住所静岡市葵区瀬名中央１丁目３番18号
債務者　羽田　博行
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７４号
横浜市神奈川区菅田町1638番地11　ベルクレストＡ－２号
債務者　菊地　義尚
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　貴博
4　破産債権の届出期間　令和８年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月26日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５８号
長野県塩尻市大字大門1325番地
債務者　百瀬　淳哉
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月27日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第５７５号
川崎市川崎区藤崎４丁目24番７号
債務者　飯塚　由香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　源
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月27日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市東三島５丁目73番地15　メルベイユＢ―102号
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　優壽
4　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第５４１号
川崎市中原区上平間436番地１　天神台ヒルズ　304
債務者　木谷　　浩
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
大分県別府市大字鶴見29番地の９
債務者　大野　広幸
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　能美　知子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７７号
鳥取県境港市渡町1370番地３　ビレッジハウス境港第三２号棟301号、旧住所鳥取県境港市渡町3726番地
債務者　黒田　誠之
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　奈月
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第８８３号
福岡市南区平和一丁目７番２号　ツインハイツ平和２号棟304号室、住民票上の住所福岡市東区箱崎７丁目15番１―202号
債務者　矢野　文楓
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　遥河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２３号
福岡県福津市福間南１丁目33番30号、前住所兵庫県西宮市甲子園浦風町８番17―413号
債務者　小嶋　祥子（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村岡　隼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９０９号
福岡市西区下山門４丁目２番10号
債務者　濱邊　修一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　龍彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１９１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵768番地　リックウイングコート303号
債務者　藤野　剛志
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３９号
福岡市博多区冷泉町３番８―502号　フェルト319
債務者　山村　友子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　克幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１０号
福岡市中央区平尾４丁目５番19号　グランパーク平尾803号、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町飯田801番地
債務者　江頭　正揮
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠崎　優成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４７号
福岡県朝倉市杷木寒水５番地１、前住所福岡県太宰府市水城４丁目21番６号
債務者　花城　伴子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１号
新潟市江南区早通２丁目４番14号
債務者　佐藤　　斉
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立川　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４００号
福岡市南区長住３丁目24番202号
債務者　甲斐謙太郎
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　弘達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５６２号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番20―1107号　アトラスアルファーノ箱崎
債務者　鯉川　　学
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８６号
福岡県朝倉市甘木2096番地１　カトルセゾンD108号
債務者　竹下　良一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　慶史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１００９号
福岡市南区野間４丁目32番７―102号　エスコート浩太
債務者　立花　　俊
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１４号
福岡市博多区竹下４丁目５番３―202号　雇用促進事業団竹下宿舎
債務者　後迫　繁樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２０５号
福岡県朝倉市甘木2096番地１　カトルセゾンD108号
債務者　竹下ロリアンこと　ＴＡＫＥＳＨＩＴＡ　ＬＯＲＩＥ　ＡＮＮ　ＢＡＲＣＥＬＯＮＡ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　慶史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１８号
福岡市早良区室見５丁目５番29―203号　ファミールガーデン
債務者　小林　賢一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３６号
福岡市東区香椎駅前２丁目12番38―302号　ＭＡＴＳＵＹＡ　ＢＬＤ
債務者　八木　広和
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田吉哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７８号
福岡県大野城市川久保３丁目３番23―206号
債務者　小川　裕貴
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１５号
福岡市博多区住吉２丁目５番７号
債務者　中村荘水こと孫　　基龍（ＳＯＮ　ＫＩＲＹＯＮＧ）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　弘達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１６号
福岡市博多区住吉２丁目５番７号
債務者　中村基耶子こと崔　基耶子（ＣＨＯＩ　ＫＩＹＡＪＡ）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　弘達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２９３号
新潟県五泉市村松1251番地１　アビタシオンＥ号棟201号室
債務者　松尾　正子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２９号
新潟市西区四ツ郷屋1538番地13　ワールドステイ四ツ郷屋
債務者　島貫　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０４号
山梨県中巨摩郡昭和町西条746番地１
債務者　井口　真吾
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　圭祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３３３号
福岡市東区八田４丁目３番８―204号
債務者　木元　和博
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　崇彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８８号
福岡県宗像市宮田２丁目18番15―201号
債務者　計良　麻衣（旧姓冨田）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９７号
福岡県春日市大土居２丁目77番地
債務者　田島　周平
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　正太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６０号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉２丁目５番16号
債務者　濱岡　正一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６２号
宮城県塩竈市錦町６番２―602号　ステーションコート錦町
債務者　伊藤　淳一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋場　麗湖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６３号
宮城県塩竈市錦町６番２―602号　ステーションコート錦町
債務者　伊藤あゆみ
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋場　麗湖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１４号
仙台市太白区山田本町26番30―606号
債務者　宮路　輝也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２５号
滋賀県守山市吉身五丁目８番14号、前住所滋賀県東近江市種町1626番地
債務者　内堀　吉則
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　真宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５７号
広島県東広島市八本松南７丁目25番６号
債務者　道岡興業こと　道岡　和雄
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１８号
福岡市東区香椎浜２丁目１番５―502号　市営香椎浜団地
債務者　糸永　律子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９１号
福岡市城南区神松寺２丁目16番22―106号　ブロッサム神松寺
債務者　町田　理恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　恭輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９２２号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央４丁目６番38号　アバルトメント博多の森103号、前住所福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目11番13号　パークサイド博多の森202号
債務者　石橋　義博
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川渕　春花
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６１号
福岡県那珂川市仲２丁目２番18号　サンハイム102号
債務者　吉冨このみ（旧姓三浦）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　信裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１９号
福岡市博多区板付６丁目９番６―101号　シックス板付
債務者　川上　雄三
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏　　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４３号
福岡市中央区清川１丁目７番13―806号　ＯＮＥ　ＰＡＳＥＯ
債務者　末永　　凌
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２７４７号
大阪市平野区背戸口１丁目17―11―304、住民票上の住所大阪府柏原市大字高井田1582番地の11
債務者　近藤　康利
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７号
岩手県花巻市東和町小通１区340番地
債務者　平野　キミ
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３２４５号
大阪市生野区巽東２丁目６番24号　ＹＳ　ｍａｉｓｏｎ　ＨＯＬＹ　103号
債務者　上田　　亮（旧姓今別府）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６６号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番17―1105号
債務者　松井　博文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上奈緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市新在家中の町９番15号
債務者　たこ焼あずきちこと　江見　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟引　理真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1815番地の18
債務者　東保商会こと　東保　芳夫
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第３１５号
徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の131
債務者　成川　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
埼玉県深谷市常盤町65番地７　フェリスときわ　403号室
債務者　中尾　ユリ（旧姓西尾）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６３０号
横浜市西区南浅間町20番地18　アゼリア西横浜305号
債務者　澤田　一馬
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　源晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―106号
債務者　近藤　浩介
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　正尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８２号
静岡市葵区唐瀬１丁目７番10号　ニューハイム南　201
債務者　若山　靖弘
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊裕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３号
釧路市愛国東２丁目28番８号
債務者　大久保明文
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２１７号
福岡県糸島市前原北一丁目９番１号
債務者　花田　真吾
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３６６９号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ35―108号
債務者　丹羽　慎治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井誠一郎
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０７号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
債務者　齋木　義治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　利光　伸宙
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０８号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
債務者　齋木　舞
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　利光　伸宙
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７０１号
愛知県小牧市古雅２丁目１番地　県営古雅住宅３棟203号
債務者　阿部　麗土
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９２号
名古屋市北区金城４丁目６番17号　コンフォール中富203号
債務者　伊藤三惠子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３６号
名古屋市中村区畑江通２丁目28番地の１　畑江ロイヤルハイツ４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区八熊２丁目19番13号　ラ・ポート八熊苑210号
債務者　前川　賢誠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７４号
名古屋市守山区小幡中２丁目１番３号　ジュネス守山525号
債務者　島﨑　直也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３７号
名古屋市守山区元郷１丁目1403番地　グレイスコート元郷605号
債務者　河田　達矢
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３号
北海道久遠郡せたな町大成区都285番地14
債務者　水野　大暢
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８１号
函館市西旭岡町２丁目52番地３　道営75棟302
債務者　工藤　秀彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０９号
函館市深堀町31番13－１号　ルケレス深堀101
債務者　葛西　聖子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１２号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目13番26号　リバージュワジマ102
債務者　飯田　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
岩手県久慈市長内町第32地割36番地１　カーサ東広美Ｂ号
債務者　欠畑　紗代
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１１１４号
埼玉県加須市水深1785番地12
債務者　関口　彩乃
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３２号
埼玉県上尾市五番町10番地６　５ＴＨタウン205
債務者　仙洞田義文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目４番23号
債務者　田中美津子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１９号
埼玉県加須市串作140番地２　アヤックスⅡ101
債務者　髙橋　　忍
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４２号
埼玉県蓮田市東１丁目５番８号
債務者　本橋　祥子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２７号
さいたま市西区大字水判土425番地４
債務者　横田　未来（旧姓松山）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２８号
さいたま市南区辻８丁目16番４号　コーポフクダ202号
債務者　片岡　莉菜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
埼玉県春日部市備後東２丁目17番３号
債務者　岩永　竹法
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
埼玉県越谷市北越谷５丁目１番７号　藤コーポ東202
債務者　芳賀　克子（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７１４号
大阪府茨木市玉櫛１丁目10番12―305号
債務者　上村茉衣子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８０号
北海道旭川市神楽岡10条８丁目４番３号
債務者　岡本　麻綾
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９３号
北海道旭川市永山２条４丁目２番11号　シャンノール２．４　202号室
債務者　山口　颯介
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
北海道富良野市字学田三区　なでしこ
債務者　大谷かな美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２６号
北海道旭川市神居５条11丁目２番１―4101号市住4101号
債務者　丹治　　泉
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５５６０号
東京都世田谷区北沢３丁目５－８－202
債務者　金内　　豊
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９０号
東京都北区豊島１－33－２－501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13－５
債務者　大図　英貴
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９１号
東京都北区豊島１－33－２－501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13－５
債務者　大図　温美（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９９号
東京都大田区中央７丁目６－13－101
債務者　芦田　一美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０３号
東京都板橋区若木２丁目36－10－203
債務者　冨澤　優翔
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６４号
東京都渋谷区神泉町25－１　医療法人社団明生会セントラル介護医療院、住民票上の住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１－１－501
債務者　鈴木ひろ子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６５号
東京都足立区栗原３丁目10－19－819
債務者　中山　浩美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６７号
東京都足立区西新井本町１丁目８－６　華荘７号
債務者　濱野　　強
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６８号
東京都世田谷区給田３丁目16－３－202
債務者　岡崎　勝己
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８５号
東京都渋谷区本町５丁目33－３　エミールⅡ203
債務者　小野寺辰一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９３号
東京都世田谷区北烏山２丁目９－１－612
債務者　佃　　芳江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９５号
東京都足立区中央本町２丁目６－１－103
債務者　伊藤　義則
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９６号
東京都足立区保木間３丁目20－６－307
債務者　上原　美織
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９８号
東京都練馬区練馬２丁目29－43－401
債務者　高木　英行
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２６号
東京都江戸川区船堀１丁目１－26－823
債務者　磯谷　洋和
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３３号
東京都板橋区東新町１丁目11―９　ドミールアキⅢ101
債務者　高橋喜代子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３４号
東京都目黒区柿の木坂１丁目25―９　第１旭荘107
債務者　泉　美奈子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３５号
東京都羽村市小作台２丁目17―15―307
債務者　小森　武司
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４０号
東京都葛飾区高砂３丁目13―９―303
債務者　福地　美香
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８５号
東京都練馬区平和台３丁目21―２―105
債務者　加藤　史彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８７号
東京都世田谷区世田谷２丁目６―19　明建ハイツ３　207
債務者　市川千之助
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８０号
大阪府東大阪市川田２丁目19番10号　ジェルメコリーヌⅢ　101号室
債務者　若崎　賢人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２５号
東京都江戸川区平井７丁目６―１―1104
債務者　高野　伸夫
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３８号
東京都新宿区上落合３丁目15―11―201
債務者　三宅　未希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６号
熊本県人吉市紺屋町112番地　紺屋町ハイツ201
債務者　野村恵利香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１３３７号
福岡市東区和白東二丁目14番35号
破産者　株式会社福岡東建設
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７６号
福岡市博多区博多駅前一丁目23―１―５Ｆ―Ｂ、旧本店所在地福岡市博多区博多駅前二丁目13番６号３Ｆ
破産者　株式会社トップヒーラーズジャパン
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第８号
福岡市博多区博多駅東１―11―15
破産者　株式会社春義
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３２４号
福岡市中央区春吉二丁目４番11号
破産者　株式会社ＳＡＭＢＡ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第９８号
仙台市泉区南光台東三丁目12番７号
破産者　株式会社東日本保険財務企画
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１２０４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字神明172番地
破産者　株式会社コムロ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
秋田県大館市字馬喰町32番地
破産者　株式会社オフィスケイ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和５年（フ）第２４５号
栃木県宇都宮市中央本町３番９号
破産者　株式会社ＫＯＰ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１３２号
栃木県鹿沼市上野町110番地１
破産者　土田　翔太
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３１号
栃木県さくら市蒲須坂381番地　県営蒲須坂住宅２号棟51号室
破産者　齋藤　宏美（旧姓室井）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市緑５丁目11番５号　フォレスタ105
破産者　菊田　大志
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７２号
栃木県鹿沼市口粟野3247番地
破産者　福田　和紘
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８０号
栃木県鹿沼市千渡2319番地14
破産者　Ｂｌｏｓｓｏｍ＆ｃｏｍｐａｎｙこと　浅野　大介
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８号
静岡県掛川市大渕11729番地の２
破産者　有限会社ティアンドエイチ建築事務所
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
大阪府守口市金田町１丁目20番６号
破産者　合同会社サークライズ
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３３０号
福岡市早良区脇山二丁目３番17―１号
破産者　博多港ロジック株式会社
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１２１号
山口県下関市宮田町１丁目15番６号
破産者　株式会社松村山陽堂
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第２３７１号
福岡市東区多の津二丁目４番５号マインズビル３Ｆ
破産者　株式会社ニータス
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１号
栃木県鹿沼市上野町110番地１
破産者　株式会社オールメンテナンスサービス
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３７号
静岡県掛川市上西郷1508番地の２
破産者　有限会社松井技研
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第５４号
山口県周南市大字湯野867番地の８
破産者　株式会社セイエイ
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第４１号
岩手県久慈市天神堂第37地割166番地１　吉冨荘２号室、開始決定時の住所岩手県久慈市旭町第７地割97番地８　ヴィラササキ　Ａ号
破産者　沢里　美穂
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和７年（フ）第５１９号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目24番地　レインボーM203号
破産者　垣沼　佑一
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２７０号
福岡市早良区室見４丁目５番14―202号　プルミエ室見
破産者　坂本さやか
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３３号
仙台市太白区南大野田14番地の３　クリエートハイツ南大野田303
破産者　田中　友惟（旧姓矢野）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６２５号
広島県東広島市西条中央６丁目31番３―502号ヴィラクレールＴＡＫＡＭＡＴＳＵ
破産者　曽我　吉正
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７号
広島市佐伯区五日市町大字下河内甲37番地２
破産者　影本　陽一
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０７０号
福岡県古賀市舞の里４丁目16番１号
破産者　古賀貴久男
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第２１９３号
福岡市南区大楠１丁目33番21―906号　エンクレスト日赤通り、前住所佐賀市中折町３番２号
破産者　吉田　辰吉
１　破産債権の届出期間　令和８年８月24日まで
２　一般調査期日　令和８年９月11日午後２時
令和８年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５１号
福岡市東区下原１丁目11番20―402号　アールズ下原
破産者　納富　俊彦
１　破産債権の届出期間　令和８年８月24日まで
２　一般調査期日　令和８年９月11日午後３時30分
令和８年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４２９号
札幌市南区澄川４条２丁目13番16号　游ライフＣ－１号
破産者　川村　清悟
１　破産債権の届出期間　令和８年８月25日まで
２　一般調査期日　令和８年11月４日午前10時30分
令和８年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１８０８号
神奈川県海老名市扇町14番１―702号
破産者　白倉　俊介
１　破産債権の届出期間　令和８年８月27日まで
２　一般調査期日　令和８年９月28日午前11時
令和８年８月３日
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０号
福岡市西区今宿東１丁目31番26―601号　グランドルーチェ駅南
破産者　黒田　公子
１　破産債権の届出期間　令和８年８月28日まで
２　一般調査期日　令和８年９月15日午前10時30分
令和８年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４９４２号
大阪市生野区桃谷１丁目10番17号
破産者　株式会社Ｕ－ＫＯＨＢＯ
１　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
２　一般調査期日　令和８年10月15日午後２時10分
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１７８号
福岡市中央区六本松二丁目12番19号ＢＣＣビル４階弁護士法人神田法律事務所内、旧本店所在地福岡市南区井尻三丁目25番31―207号
破産者　株式会社アルファ・ラヴィアンホーム
１　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
２　一般調査期日　令和８年10月８日午前10時30分
令和８年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７５６号
静岡県島田市中溝町1651番地の14
破産者　宮川　皓行
１　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
２　一般調査期日　令和８年10月20日午前10時30分
令和８年８月３日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９０７号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東２丁目８番28号
破産者　山口　悦郎
１　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午前11時
令和８年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
兵庫県西宮市西宮浜一丁目29番地１
清算株式会社　株式会社マクテック
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第８０号
埼玉県所沢市花園４丁目2610番地の90
再生債務者　新井　忠史
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年８月31日から令和８年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第２８７号
愛知県大府市柊山町５丁目336番地　ＬＭ大府柊山103号
再生債務者　有我　温美
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年８月31日から令和８年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６１号
札幌市中央区南12条西８丁目３番30―1002号
再生債務者　田岸　啓介
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９１号
北海道北広島市大曲光４丁目10番地３
再生債務者　山崎　篤人
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９５号
札幌市東区東雁来８条４丁目２番20号
再生債務者　遠藤　健広
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１号
北海道苫小牧市青雲町２丁目23番４号
再生債務者　黒川　正博
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第１７号
北海道苫小牧市桜坂町１丁目５番３号
再生債務者　八重樫征博
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第３２号
青森市造道１丁目３番５号
再生債務者　伊藤　哲也
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月１日から令和８年９月15日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第６０号
神奈川県小田原市山西2490番地
再生債務者　相原　孝幸
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第６５号
神奈川県厚木市下依知３丁目20番15号
再生債務者　柴田　昌則
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１８号
愛媛県松山市来住町802番地10
再生債務者　上田真ノ介
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月１日から令和８年９月８日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３２号
長崎県長崎市小浦町24番地
再生債務者　森　　圭太
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３０号
静岡市駿河区八幡３丁目10番12号
再生債務者　小牧　明生
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３５号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1498番地１
再生債務者　松永　泰山
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第７号
福島県いわき市平鎌田字石名坂142番地の２
再生債務者　鈴木　伸介
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第２６号
福島県いわき市常磐関船町一丁目16番地の15
レジューム・ソーア201
再生債務者　佐藤　翔太
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第３７号
大阪府東大阪市新家２丁目３番20号
再生債務者　本郷　陵子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８６号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目12番１号
再生債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１８号
北海道旭川市永山７条14丁目１番７号
再生債務者　稲田　英樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１６号
岩手県北上市北鬼柳23地割95番地２　ラポール・ミュー202
再生債務者　池本紀代美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第１１号
福島県会津若松市藤原一丁目９番地の９　ウイングコート404号室
再生債務者　伊豆野雅大
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第２４号
群馬県太田市六千石町72番地４
再生債務者　齊藤　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第２０号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷822番地３
再生債務者　伊藤　寿一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第２５９号
東京都墨田区石原２―17―13―402
再生債務者　三井　玟昇こと　ＨＯＮＧ　ＭＩＮＳＵＮＧ洪　玟昇
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７６号
東京都江戸川区東葛西４―53―12
再生債務者　上村　祐二
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７７号
東京都江戸川区東葛西４―53―12
再生債務者　上村美由樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３１４号
東京都杉並区高円寺南３－８－２―303
再生債務者　近藤　章子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３１９号
東京都目黒区下目黒１－６－19－1003　メインステージ目黒Ⅱ
再生債務者　相内　紘子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３０４号
大阪市淀川区十三東１丁目14番８－1004号
再生債務者　谷口　基紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６号
兵庫県丹波篠山市藤岡奥245番地
再生債務者　藤井　尚樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第３号
兵庫県朝来市和田山町弥生が丘28番地２
再生債務者　松原　詢貴
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和８年（再イ）第４０号
和歌山市吉礼517番地９
再生債務者　寺澤　信一
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第９号
福岡県筑後市大字馬間田755番地
再生債務者　下川　　功
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月14日まで
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第７５号
北九州市若松区宮丸１丁目16番７号
再生債務者　川北みずき
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第９０号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目22番38－403号
再生債務者　秋本　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１０号
新潟県上越市大字寺179番地28
再生債務者　難波　光代
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年10月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（再イ）第３５号
静岡県御殿場市竈1349番地の２　ハイム吉田203
再生債務者　小林　龍哉
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第３３号
滋賀県草津市大路一丁目４番12－505号　大丸ソイビル、（前住所）滋賀県草津市野路七丁目９番７－101号　メゾン中村Ⅲ
再生債務者　道脇　佳子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年９月24日まで
大津地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第９２号
千葉市稲毛区小深町69番地　リビングタウン稲毛の杜Ａ棟202号
再生債務者　引地　光則
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月18日まで
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅８棟33号
再生債務者　福田　幸男
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月19日まで
令和８年７月29日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第５２号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅１棟205号
再生債務者　落合　　猛
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月19日まで
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第７２号
千葉市緑区椎名崎町661番地16
再生債務者　藏品　一真
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月19日まで
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８４号
千葉県浦安市富士見５丁目21番１号　アジュール舞浜（108）
再生債務者　皆川　智一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月19日まで
令和８年７月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２５号
宮城県多賀城市下馬３丁目24番21号　阿部アパート103
再生債務者　鈴木　雅紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８号
栃木県宇都宮市細谷町669番地10
再生債務者　草場　　淳
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２２号
栃木県鹿沼市久野971番地２
再生債務者　黒川　正道
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第２３４号
埼玉県新座市野火止六丁目５番10号　ハピネス新座202号室
再生債務者　長谷川　淳
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３号
さいたま市桜区南元宿２丁目15番13号
再生債務者　手塚　靖裕
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２０号
さいたま市中央区八王子５丁目４番17号
再生債務者　櫻庭圭一郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第９８号
さいたま市大宮区桜木町３丁目173番地２
キャメル桜木町303号室
再生債務者　田中　　誠
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１７号
埼玉県深谷市西島20番地１
再生債務者　堀田　将生
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第１号
神奈川県秦野市北矢名407番地の１
再生債務者　古城　伸一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３４号
神奈川県厚木市金田784番地１　コートビレッジ金田105
再生債務者　中條　雄仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４８号
神奈川県厚木市栄町１丁目１番４－１－203号
再生債務者　鈴木　康隆
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３号
相模原市緑区向原３丁目15番地８
再生債務者　千葉　叶夢
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１６号
富山県射水市太閤山６丁目36番地
再生債務者　藤坂　幸雄
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日　富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第６号
長野県上田市蒼久保1055番地　フレグランス蒼久保Ａ101号
再生債務者　田澤　恵康
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日　長野地方裁判所上田支部

令和８年（再イ）第２９号
静岡市清水区宮下町10番65号
再生債務者　福井　雅章
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３号
埼玉県羽生市南羽生１丁目30番地13
再生債務者　河原真由美
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第６号
三重県伊賀市佐那具町460番地の５
再生債務者　廣川　正泰
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年７月31日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１１０号
大阪市住之江区安立２丁目７番35号（営業所の住所　大阪市住之江区住之江１－４－41南一ビル１階）
再生債務者　旬の実り稲穂こと　上野　賢祐（旧姓山本）
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２２２号
大阪府八尾市久宝寺４丁目５番15号
再生債務者　松山　修士
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４０号
愛知県岡崎市矢作町字西林寺199番地
再生債務者　宮﨑　俊介
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年７月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１１号
兵庫県加西市北条町横尾1111番地ビューハイツ横尾205
再生債務者　松永　朋己
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（再イ）第４７号
京都市右京区梅津上田町33番地１　ソレイユＭＨＮ301
再生債務者　鈴木真紀子
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第７８号
東京都港区東麻布２－３－10－101
再生債務者　市川　悟司
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月17日まで
令和８年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１７３号
東京都墨田区亀沢３－３－９－201
再生債務者　大野　啓介
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月17日まで
令和８年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１６０号
東京都大田区池上６－30－３－301号
再生債務者　進藤　将史
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月20日まで
令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１７４号
東京都足立区加平３－14－３－201
再生債務者　小川　貴正
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月20日まで
令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１７号
栃木県足利市葉鹿町572番地８
再生債務者　三浦　隆幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第１１号
三重県松阪市嬉野中川町1274番地２
再生債務者　三浦　　清
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日　　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第１８号
三重県鈴鹿市白子町2620番地の１　フォレスト白子駅西804号
再生債務者　山本　　明
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日　　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第４号
福岡県行橋市大字道場寺1334番地４
再生債務者　伊東　寛行
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和８年（再イ）第７号
仙台市宮城野区車町101番地の２　ミッドタウン第百ビル702
再生債務者　志垣祥太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６号
岐阜市大福町７丁目72番地２
再生債務者　大野亜貴子
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１７号
岐阜市大福町７丁目72番地２
再生債務者　大野　　亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第２４号
岐阜県各務原市上戸町２丁目43番地２
再生債務者　山下　昌幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日　　岐阜地方裁判所

令和７年（再イ）第３６１号
愛知県清須市西枇杷島町小田井２丁目15番地18
再生債務者　今西　　潤
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１号
愛知県東海市加木屋町与平山12番地　マレＢ棟103号室
再生債務者　村田　陽平
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２号
仙台市泉区鶴が丘３丁目14番地の14
再生債務者　寒河江　敬
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３６号
仙台市泉区天神沢１丁目32番18号
再生債務者　庄子　正行
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１６０号
東京都町田市山崎町1097番地８
再生債務者　大城　雄紀
１　決議に付する再生計画案　令和８年５月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第２６号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1642番地の273
再生債務者　日野尾水葉
１　決議に付する再生計画案　令和７年４月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（再イ）第６８号
神奈川県秦野市本町１丁目10番13―1002号
再生債務者　高野真由子
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２７号
神奈川県小田原市蓮正寺298番地の１　蛍田マンション　302号
再生債務者　山崎　　真
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３２号
神奈川県秦野市渋沢２丁目54番３号
再生債務者　大津　　崇
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３９号
静岡市葵区建穂１丁目12番26号
再生債務者　福舘　純哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６２号
大阪市東淀川区東中島２丁目３番４―505号
再生債務者　塚原　啓多
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１６４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番115―503号
再生債務者　伊藤　拓司
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２２６号
大阪市平野区喜連３丁目６番４号（営業所の住所　大阪府八尾市太田４―27）
再生債務者　ＫＭファクトリーこと　京橋　幸二
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５０号
札幌市豊平区月寒東５条７丁目２番20号
再生債務者　坂田　昌貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月１日まで
令和８年８月４日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２号
東京都板橋区高島平九丁目39番１―302号
再生債務者　小松　寛征
1　決議に付する再生計画案　令和８年５月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月１日まで
令和８年８月４日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第３号
和歌山県新宮市橋本１丁目１番13号
再生債務者　苅谷　和希
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月１日まで
令和８年８月４日
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（再イ）第９１号
福岡市東区原田４丁目６番24―301号　イストワール箱崎
再生債務者　小山　雄輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月17日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月17日まで
令和８年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第３０７号
福岡市東区美和台５丁目１番26号
再生債務者　奥田　陽介
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月19日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月19日まで
令和８年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２７号
福岡市中央区白金２丁目１番24―403号　オープンレジデンシア薬院白金
再生債務者　江口　治希
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月20日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月20日まで
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４号
山口県岩国市周東町用田374番地12　（前住所　山口県岩国市南岩国町二丁目７番13―１―208号）
再生債務者　佐々木　匠
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日　山口地方裁判所岩国支部

令和８年（再イ）第３８号
福岡市東区大岳１丁目14番８号
再生債務者　萩原　伸悟
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８９号
福岡県春日市春日原北町２丁目24番地２　ロワール春日原駅前弐番館502号
再生債務者　渡辺　啓子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１１号
福岡市早良区有田団地11番404号
再生債務者　松田　好彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２５号
福岡県大野城市仲畑４丁目16番13号　村上貸家
再生債務者　大塚信太郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月21日まで
令和８年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５６号
広島市南区北大河町27番３―201号
再生債務者　早川　裕基
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０号
広島県呉市広長浜３丁目１番14号
再生債務者　岸菜　さつき
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　　広島地方裁判所呉支部
令和８年（再イ）第１３号
山口県宇部市厚南北２丁目15番19号
再生債務者　片岡　賀子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　山口地方裁判所宇部支部
令和８年（再イ）第１号
鹿児島県姶良市西餅田3342番地22
再生債務者　平田　菜生
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第９６号
福岡市東区馬出１丁目24番25号
再生債務者　日下部陽子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
滋賀県東近江市東沖野三丁目８番13―１号
再生債務者　川本　　聡
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年８月31日から令和８年９月14日まで
大津地方裁判所彦根支部
令和７年（再ロ）第４号
相模原市緑区元橋本町16番６号
再生債務者　伊達　賢一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第９号
仙台市若林区霞目２丁目15番48号
再生債務者　佐々木勝利
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
仙台地方裁判所第４民事部
令和８年（再ロ）第１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋303番地の５
再生債務者　西尾　源暉
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月３日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第７号
福岡市城南区鳥飼４―15―16　シュープリーム鳥飼301（住民票上の住所）佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1020番地７
再生債務者　林　　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部
令和８年（再ロ）第５号
広島市佐伯区美の里１丁目８番９―10―202号
再生債務者　飯田　奈生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日
広島地方裁判所民事第４部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第６号
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
申立人　トラスティーパートナーズ株式会社
住所・居所　不明
（亡小島孝文の最後の住所）埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目1番9号
所有者　亡小島孝文相続財産
届出期間満了日　令和8年9月28日
令和8年7月28日
さいたま地方裁判所川越支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　比企郡鳩山町楓ケ丘四丁目
地番　664番395
地目　宅地
地積　213．72平方メートル
2　所在　比企郡鳩山町楓ケ丘四丁目　664番地395
家屋番号　664番395
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　55．06平方メートル
２階　29．81平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第５号
栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号
申立人　栃木県知事　福田　富一
住所・居所　不明
（最後の住所）栃木県宇都宮市駒生町3367番地50
共有者　手塚　正弘
住所・居所　不明
（最後の住所）東京都葛飾区宝町１丁目15番17号　フラワーハイツ102
共有者　手塚　勝光
届出期間満了日　令和８年９月28日
令和８年７月27日
宇都宮地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　栃木県鹿沼市下久我字木戸
地番　163番1
地目　田
地積　873平方メートル
共有者手塚正弘の持分　９分の１
共有者手塚勝光の持分　３分の１
令和８年（チ）第２号
熊本県八代郡氷川町大野281番地
申立人　　花岡　和孝
住所・居所　不明(亡浜中國男の最後の住所)
八代郡氷川町網道902番地４（亡浜中國男の不動産登記記録上の住所）八代郡竜北町大字網道902番地４
所有者　　亡浜中國男相続財産
届出期間満了日令和8年9月18日
令和8年7月27日
熊本地方裁判所八代支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　八代郡氷川町網道字五八番割
地番　898番
地目　田
地積　1493平方メートル

令和８年（チ）第３号

熊本県水俣市浜町2丁目3番10号
申立人　前田　雄一郎
住所・居所　不明
所有者　増田富平外１７０名
届出期間満了日令和8年9月18日
令和8年7月27日
熊本地方裁判所八代支部

（別紙）　物　件　目　録
１　所在　水俣市浜町二丁目
地番　31番
地目　池沼
地積　62平方メートル

令和８年（チ）第２号

千葉県市原市西広２－３－１－301
申立人　宮内　宏通
住所・居所　不明
（菅谷半兵エの最後の住所）　不明
所有者　菅谷　半兵エ
届出期間満了日　令和８年９月28日
令和８年７月28日
千葉地方裁判所佐原支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　香取郡東庄町笹川い字北割
地番　558２番
地目　宅地
地積　42平方メートル

令和８年（チ）第７号

三重県多気郡明和町大字馬之上９４５番地
申立人　明和町長　下村　由美子
住所・居所　不明
（亡喜多庄次郎の最後の住所）三重県多気郡明和町大字祓倉４１９番地
（不動産登記記録上の住所）
多気郡下御糸村大字祓倉４６４番地
所有者　亡喜多庄次郎相続財産
届出期間満了日　令和８年９月２８日
令和８年７月２８日
津地方裁判所松阪支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　多気郡明和町大字祓倉字東川
地番　４１９番１
地目　宅地
地積　１１０．５６平方メートル

令和８年（チ）第９号

千葉県南房総市富浦町青木28番地
申立人　南房総市長　渡辺　秀和
住所・居所　不明
（亡曽我泰江の最後の住所）千葉県南房総市富浦町原岡994番地
所有者　（亡曽我美佐代承継人）亡曽我泰江相続財産
届出期間満了日　令和８年９月28日
令和８年７月28日
千葉地方裁判所館山支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　南房総市富浦町原岡字浜通
地番　甲994番２
地目　宅地
地積　403．30平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２号

東京都目黒区東山二丁目13番６－406号プレスティージュ目黒東山
申立人　福井　淳
（亡牧田直也の最後の住所）京都府舞鶴市字福来993番地の1
所有者　亡牧田直也相続財産
届出期間満了日　令和８年９月14日
令和８年７月27日
京都地方裁判所舞鶴支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　舞鶴市字福来小字池ノ尻993番地1
家屋番号　993番地1
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　1階　109．96平方メートル
2階　54．37平方メートル

令和８年（チ）第６号

兵庫県淡路市生穂新島８番地
申立人　淡路市
代表者市長　戸田　敦大
住所・居所　不明
所有者　不明
届出期間満了日　令和８年９月28日
令和８年７月28日
神戸地方裁判所洲本支部

（別紙）　物　件　目　録
所在　淡路市釜口430番８と431番の間の里道上
家屋番号　未登記
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　不明

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　八十六頁（号外第１５八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　八十八頁（号外第１５八号）
令和八年八月十二日
北海道恵庭市戸磯四五二一
（甲）医化学創薬株式会社
代表取締役　福永　健司
神戸市中央区港島南町七丁目１番地１四
（乙）株式会社プライミューン
代表取締役　福永　健司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散しました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　八十六頁（号外第１５八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　八十八頁（号外第１５八号）
令和八年八月十二日
北海道恵庭市戸磯四五二一
（甲）医化学創薬株式会社
代表取締役　福永　健司
神戸市中央区港島南町七丁目１番地１四
（乙）株式会社プライミューン
代表取締役　福永　健司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　一五二頁（号外第二七五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　一五〇頁（号外第二七五号）
令和八年八月十二日
東京都品川区西五反田１丁目１３番７号マルキビル１０１号室
（甲）株式会社日本農業
代表取締役　内藤　祥平
東京都品川区西五反田１丁目１３番７号マルキビル１０１号室
（乙）株式会社日本農業土木
代表取締役　河合　秋人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月六日
掲載頁　七十頁（号外第１七七号）
令和八年八月十二日
東京都世田谷区奥沢二丁目１１番１３号丸長ビル二〇六号
（甲）誠和食品株式会社
代表取締役　渡邉　ゆか
東京都世田谷区奥沢二丁目１１番１３号丸長ビル二〇六号
（乙）株式会社誠和食品工業
代表取締役　渡邉　勝仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二日

掲載頁　五十八頁（号外第一二二号）

令和八年八月十二日

滋賀県米原市甲津原五三〇番地

（甲）奥伊吹ホールディングス株式会社

代表取締役　草野　丈太

滋賀県米原市甲津原五三〇番地

（乙）奥伊吹森林レク株式会社

代表取締役　草野　丈治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.galleyla.co.jp/koukoku/index.html

（乙）http://www.pro-scope.co.jp/koukoku/index.html

令和八年八月十二日

大阪市中央区本町橋六―二一本町橋ビル九Ｆ

（甲）株式会社ガレーラアンドカンパニー

代表取締役　赤井　啓真

大阪市中央区本町橋六―二一本町橋ビル九Ｆ

（乙）ガレーラホテルマネジメント株式会社

代表取締役　金澤　貴司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月五日

掲載頁　一二〇頁（号外第一七六号）

令和八年八月十二日

大阪府寝屋川市早子町一三番一三号四階

（甲）寝屋川バス株式会社

代表取締役　田嶋　仁一

大阪府寝屋川市早子町一三番一三号四階

（乙）ＫＡＮＳＡＩバス株式会社

代表取締役　田嶋　仁一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月五日

掲載頁　一二〇頁（号外第一七六号）

令和八年八月十二日

大阪府寝屋川市早子町一三番一三号四階

（甲）寝屋川バス株式会社

代表取締役　田嶋　仁一

大阪府大東市三箇四丁目七番五号

（乙）大東バス株式会社

代表取締役　佐藤　幸治

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会決議は令和八年八月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一〇六頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十日

掲載頁　一六七頁（号外第一二八号）

令和八年八月十二日

高知県高知市春野町弘岡上二〇〇五番地一

（甲）三和段ボール株式会社

代表取締役　糸長　健一

高知県南国市前浜八三四番地

（乙）株式会社園芸資材センター

代表取締役社長　黒川　武志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　九十二頁（号外第一六七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　九十二頁（号外第一六七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　九十二頁（号外第一六七号）

令和八年八月十二日

福岡市中央区赤坂一丁目一四番二二号

（甲）株式会社新日本ホテルズ

代表取締役　前田　洋

大分県日田市大字庄手六八五番地六

（乙）株式会社エスエイチ日田

代表取締役　前田　洋

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七二六六番地七

（丙）株式会社タケオ

代表取締役　前田　洋

合併公告

令和八年六月二十六日開催の総会において、左記組合と連合会は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告します。

令和八年八月十二日

鹿児島市城南町三七番地二

（甲）鹿児島県漁業協同組合

代表理事　市田恵八朗

鹿児島市城南町三七番地二

（乙）鹿児島県漁業協同組合連合会

代表理事　市田恵八朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の健診システムの開発・販売に関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mti.co.jp/koukoku

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一五七頁（号外第一六〇号）

令和八年八月十二日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

（甲）株式会社ＷｅｌｌＢｉｔａ

代表取締役　山下　時彦

大阪府吹田市豊津町二七番一二号

（乙）クロスウェイ株式会社

代表取締役　久松　俊昭

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により山九株式会社（乙、住所福岡県北九州市門司区港町六番七号）の不動産事業（「倉庫業」は含まない。）の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月十二日

東京都中央区勝どき六丁目五番二三号

サンキュウアセットマネジメント株式会社

代表取締役　久木原　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の太陽光事業及び不動産事業の一部に関して有する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　七十三頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月三日
掲載頁　一四九頁（号外第一七四号）

令和八年八月十二日
岡山県津山市高野山西五二七番地一
（甲）株式会社リサーチ
代表取締役　廣瀬　泰正
岡山県津山市高野山西五二七番地一
（乙）株式会社リサーチマネジメント
代表取締役　廣瀬　泰正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業の一部に関して有する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十二日
掲載頁　七十三頁（号外第一六二号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月十二日
岡山県津山市高野山西五二七番地一
（甲）株式会社リサーチ
代表取締役　廣瀬　泰正
岡山県岡山市中区原尾島四丁目一〇番二五号一―一〇一
（乙）株式会社Ｈアセット
代表取締役　廣瀬　泰正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社七彩プランニングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
札幌市白石区東札幌六条六丁目二番二三―三〇六号
合同会社Ｔ＆Ａプランニング
代表社員　久保　竜哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
東京都台東区入谷一―二五―六―一Ｆ
合同会社ヘス企画
代表社員　金　惠壽

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
東京都墨田区墨田四丁目四九番二号
合同会社清水鉄工所
代表社員　清水　幸夫
代表社員　清水香すみ

組織変更公告

当社は、令和八年十一月一日を効力発生日として合同会社から株式会社に組織変更いたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月十二日
東京都江東区東陽三丁目二三―二四ＶＯＲＴ東陽町ビル三階ＣＤ号室
合同会社Ｂ'sweet
代表社員　羅　暁冬

組織変更公告

当組合は、事業協同組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社なかがわＳＣとします。

効力発生日は令和八年十一月一日であり、総会の承認決議は令和八年八月三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
長野県上伊那郡中川村片桐四〇〇〇番地
中川ショッピングセンター協同組合
代表理事　知久　史朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
愛知県知多市岡田字久平六番地
竹内合名会社
代表社員　竹内　公朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
大阪府豊中市新千里北町二丁目一番一四号
合同会社ＴＦ興産
代表社員　藤田　俊弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十九日であり、組織変更後の商号は株式会社アインとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
兵庫県西宮市上之町一番六号
合同会社アイン
代表社員　宮倉　教子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はトラビスライン株式会社とします。

効力発生日は令和八年九月十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年八月四日に終了しております。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
福岡県古賀市小竹一一三番地五
トラビスライン合同会社
代表社員　海木洋一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
福岡市博多区美野島一丁目二三番三三号（三〇二）
ＮｏｖａｅＬａ合同会社
代表社員　大庭　佑翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十二日
沖縄県那覇市字国場一〇八四番地
合名会社湧水タクシー
代表社員　新垣　萬善

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hirayama-home.com/corp/ir/e_publicnotice/

令和八年八月十二日
千葉県成田市幸町四五九番地
ヒラヤマホーム株式会社
代表取締役　平山　佐吉

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を金十二億五千百万円減少し、金九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十七日
掲載頁　第二頁

令和八年八月十二日
長野県諏訪市四賀二九九〇番地
株式会社サンメディカル技術研究所
代表取締役　寺浦　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第一七三号）

令和八年八月十二日

岡山市北区田町二丁目四番一号

株式会社岡山冠婚葬祭互助会

代表取締役　藤井　彰人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一一一頁（号外第一四五号）

令和八年八月十二日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

フィンテックグローバル信託株式会社

代表取締役　鷲本　晴吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることができる株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一一号　ＭＫホールディングス株式会社

代表取締役　矢作　真美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることができる株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十二日

島根県浜田市日脚町二五二番地一

明光建設株式会社

代表取締役　有田　俊輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十二日

東京都渋谷区宇田川町二番一号

株式会社エンティティ

代表取締役　森谷　邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十二日

愛知県東海市東海町六丁目二番一四

天徳管材株式会社

代表取締役　坂野　正幸

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市東灘区御影一丁目一三二一番地三、最後の住所兵庫県神戸市東灘区本山中町二丁目四番一七号三〇二号

被相続人　亡　中川　武

右被相続人は令和八年五月一日頃から十日頃までの間死亡し、その相続人は令和八年七月二十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

東京都大田区久が原四丁目七番二二号

相続財産清算人　中川　実

限定承認公告

本籍山梨県南アルプス市中野一七九五番地、最後の住所長野県伊那市日影五九一三番地三六

被相続人　亡　小松　正次

右被相続人は令和八年二月一日死亡し、その相続人は令和八年八月三日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

神奈川県海老名市中央三丁目二番五号二階

弁護士法人ＴＬＥＯ虎ノ門法律経済事務所

限定承認者　小松　大生

代理人弁護士　菅原　崇

限定承認公告

本籍東京都足立区東伊興一丁目八番、最後の住所東京都足立区花畑六丁目二八番二九号

被相続人　亡　加藤　光仁

右被相続人は推定令和八年一月十六日死亡し、その相続人は令和八年七月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階愛知さくら法律事務所

限定承認者田本紀勝

右代理人弁護士　岡田　貴文

限定承認公告

本籍岡山県総社市新本六〇三七番地、最後の住所岡山県岡山市南区箕島二三六九番地三

被相続人　亡　小坂　義一

右被相続人は推定令和八年三月十七日死亡し、その相続人は令和八年八月三日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

岡山県岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル三階

相続財産清算人　弁護士　今村恵美子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十億一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十三日

掲載頁　九十一頁（号外第一五六号）

令和八年八月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

トレイン特定目的会社ワン

取締役　北川　久芳

取消公告

令和八年八月五日（号外第一七六号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和八年八月十二日

東京都江戸川区松江一丁目一一番一号

大弘ゴム工業株式会社

代表取締役　青柳　有輝

取消公告

令和八年七月三十日（本紙第一七五八号）掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年八月十二日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号

第一総業株式会社

代表取締役　新本　宗輝

正　誤

令和七年十二月九日（号外第二百六十九号）国土交通省告示第千五十八号（登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

ページ	段	行	誤	正
九	四	一二	山本　月見	山本　月美

（原稿誤り）

令和八年六月二十二日掲載の広島家庭裁判所に係る令和八年（家）第三〇一一六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中